

金融庁（FSA）－全米保険監督官協会（NAIC）共同文書

背景：2014年初め頃、全米保険監督官協会（NAIC）と金融庁（FSA）は、各規制の枠組みについての相互理解及び信任の進展・強化を図るための主要なイニシアチブとして「保険規制の対話」を正式に開催することを決定した。このように相互の規制への理解を深めていくことにより、クロスボーダーで活動する保険グループの監督は、現在、進化し続けている。

2015年4月6日、金融庁とNAICのメンバーは、規制当局者間の信任を構築すること、世界の2大保険市場の保険規制当局間が継続的に行う監督上の協調及び協力の重要性に対する認識を強めた。

4月会合では、両者の代表者は、保険特有の規制上のアプローチについて相互に進捗報告を行い、各国の規制上の枠組みに対する多様性を尊重しつつ、共通の目的を達成するための規制上のベストプラクティスを議論し、定期的に会合を持つことを再確認した。

また、両者は、2015年1月1日以降、金融庁が、規制対象の再保険会社に係る「適格管轄区域」（Qualified Jurisdiction）として認識され、NAICの管轄区域（Qualified Jurisdiction）リストに記載されたことに確認した。その結果として、日本で免許を取得し国内に本店を有する（domiciled in Japan）再保険会社は、再保険モデル法のNAICの信任の下、再保険担保要件の緩和を享受する権利が付与されることとなる。

両者は、保険基本原則（ICP）に基づく国際的な監督上の協調のための枠組みとして機能し、また国際的なグループ監督の有効性や効率性を改善させるべく監督カレッジで活用している保険監督者国際機構（IAIS）の国際的に活動する保険グループ（IAIGs）に対する共通の監督の枠組み（ComFrame）の今後のあり方（potentials）について議論した。特に、両者は、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）のための基礎的資本要件（BCR）とより高い損失吸収力（HLA）と同様に、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）のためのリスクベースの国際資本基準（ICS）の開発において積極的に参画していくことを再確認した。

IGSの開発に関して、両者は、提案された基準に関する費用対効果や、それらが、保険商品の利用可能性や購買力、あるいは他の市場に与える影響、そして各々の保険規制システムと提案された基準との共存可能性について検討することの重要性を再確認した。これを踏まえ、両者は、保険グループによって活用することが可能であり、国境を越えた場合においても比較可能な結果をもたらさう、「各国会計基準に調整を加えた方式（GAAP Plus）」及び「市場調整評価方式（Market Adjusted Valuation Approach）」の両方を、IAISが同時並行で開発する方向を探り続ける決定をしたことに言及した。更に、両者は、IAISのメンバーが、タイムラインに沿って検討を進めるべきであり、性急な決定を行うことなく、むしろ利用可能なリソースを使って質の高い結果を達成することに焦点をあてることを強調した。

両者は、保険監督者間の国際的な情報共有のために国際的に受け入れられた基準となるIAISの多国間情報交換の枠組み（MMoU）が実現可能になる状況において、職業上の秘密保持と守秘義務の重要性を再度強調し、このIAISの多国間情報交換の枠組み（MMoU）により、世界中の加盟国は、国際的な監督上の協調関係を深めることが可能になるとされている。

両者は、第4回目のNAIC-FSA保険規制の対話を、今秋に米国で行うことを決定した。